

平成 22 年度環境モニタリング計画について

【経緯】

- 山梨県環境整備センターでは、公害防止協定細目規程に基づいて、処理水の放流先である河川（公共用水域）及び周辺地下水の定期的な水質モニタリングを実施しています。
- 公共用水域及び地下水には、環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されていますが、平成 21 年 11 月 30 日、公共用水域及び地下水の環境基準の改正が施行され、1, 4-ジオキサンなどの項目が追加されることとなりました。
- このため、センターでも 22 年度以降の環境モニタリングについては、項目を追加して実施することとします。

【追加項目】

次の 3 物質が、新たに基準に加えられました。

項目名	適用	環境基準値 (mg/L)
1, 4-ジオキサン	河川, 地下水	0.05 以下
塩化ビニルモノマー	地下水	0.002 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	地下水	0.04 以下 (シス体との和)

また次の物質については基準値が変更されました。

項目名	適用	環境基準値 (mg/L)	
		変更前	変更後
1, 1-ジクロロエチレン	河川, 地下水	0.02 以下	0.1 以下

- 1, 4-ジオキサン
 - ・主に有機化合物の製造に溶剤として用いられています。
 - ・水に溶解しやすい物質で、人に対する発がん性が疑われています。（IARCでグループ2B）
- 塩化ビニルモノマー
 - ・プラスチック製品の製造に用いられます。環境中では嫌氣的条件下でトリクロロエチレン等が分解することで生成するとされることから、地下水にのみ環境基準が設定されました。
- トランス-1, 2-ジクロロエチレン
 - ・この物質については、工業的な用途はありません。環境中では嫌氣的条件下でトリクロロエチレン等が分解することで生成するとされることから、地下水にのみ環境基準が設定されました。
 - ・従前から、シス-1, 2-ジクロロエチレンについては環境基準が設定されています。
- 1, 1-ジクロロエチレン
 - ・化学製品の製造に用いられます。
 - ・毒性評価の手法が変更になったことに伴い、基準値が見直されました。
 - ・これまで環境整備センターの浸出水、放流水、周辺河川、地下水から検出されたことはありません。

【22年度モニタリング計画の概要】

・追加された項目を実施する地点

湯沢川（2地点）、周辺地下水（6地点）

センター観測井戸（3地点）

センターモニタリング人孔

《参考実施》 センター浸出水、センター処理水

・追加する項目と回数

河川

地点名	追加項目	回数
湯沢川（2）	1, 4-ジオキサン	年4回

周辺地下水

地点名	追加項目	回数
民有井戸（3）	1, 4-ジオキサン	年2回
水道水源（2）	塩化ビニルモノマー	
旧水道水源	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	

センター内地下水

地点名	追加項目	回数
観測井（3） モニタリング人孔	1, 4-ジオキサン 塩化ビニルモノマー トランス-1, 2-ジクロロエチレン	年2回

浸出水等

地点名	追加項目	回数
浸出水	1, 4-ジオキサン	年2回
処理水（※）		年4回

※ 処理水についても項目を追加実施しますが、現時点では排水基準が設定されていないので、参考値となります。

・1, 1-ジクロロエチレンについて

従前から測定している項目ですが、環境基準値が変更されたので、河川及び地下水における測定値の比較評価には、変更後の基準値を用いることとします。

なお、排水基準について変更されていませんので、処理水についての比較評価は従前の基準値をそのまま用いることとなります。

【その他の変更】

- ・アスベスト粉じんについては、当初は埋立地内1地点及び敷地境界1地点の計2地点での実施を計画していましたが、敷地境界を2地点に変更し、計3地点で行ないます。（21年度のモニタリング調査において、すでに地点を増加して実施しました）